

第 2 8 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 0 月 2 8 日開会

中標津町農業委員会

令和4年10月28日、第28回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

2番	横	田	千	秋
4番	長	谷	川	孝二
3番	谷	川	好	則
5番	田	中	洋	希
6番	竹	村		聡
7番	武	田	健	治
8番	田	中	世	一
9番	瀧	本	和	男
11番	和	泉	光	広
12番	後	藤	田	宏幸
13番	高	橋	正	一
14番	赤	波	江	信二
16番	中	村	正	生
17番	笠	原	康	博
18番	本	田	信	幸

本日欠席した委員

1番	二	瓶	裕	貴
10番	須	崎		智
15番	小	林		亨

附議した案件

- (イ) 議案第156号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第157号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第158号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第159号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ホ) 議案第160号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第63号 農農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事	務	局	長	杉	山	隆
庶	務	係	長	葛	西	利光
農	地	係	長	吉	田	佳弘
		係		齋	藤	光代

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第28回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、武田 健治 委員。
8番、田中 世一 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 9月27日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第151号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(～〇〇委員退席後～)
(1)から(3)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり)農地係長
- 農地係長 上程になりました議案第156号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇線〇〇番地〇、現況地目、採草放牧地、面積5,257㎡、他2筆、計49,396㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年1月1日から令和4年12月31日まで。5、合意解約成立の日、令和4年10月11日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第158号(1)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について、貸主に売買し、所有権移転するため、期間内解約するものです。
3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 49,587 m²内 38,587 m²、他 2 筆、計 43,735 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 30 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 4 年 10 月 5 日。6、解約の理由、合意解約。

なお(3)につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。

4 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 34,935 m²内 33,700 m²、他 6 筆、計 93,314 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 4 年 10 月 5 日。6、解約の理由、合意解約。

この 2 件については、議案第 158 号(7)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について一度合意解約し、新たな借主に賃貸借のを設定するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～〇〇委員着席後～)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 157 号「現況証明願いについて」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第 157 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。6 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以

外、面積 10,523 ㎡、利用状況、農業用施設用地、他 1 筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 7 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものとあります。

令和 4 年 8 月 26 日、第 2 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものとあります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 157 号(2) について説明いたします。8 ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○番地、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 2,159 ㎡、利用状況、山林、他 1 筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。

4、見取図は 9 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の白地、及び農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林、及び農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものとあります。令和 4 年 7 月 20 日、第 2 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものとあります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第 157 号(3) について説明いたします。10 ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

標津郡標津町○○条○○丁目○番○○○○号、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、農地・採草放牧地以外、面積 17,425 内 9,184.69 ㎡、利用状況、山林、他 2 筆。3、申請の理由。、砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は 11 ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取法に基づく、砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地の区域となっております。公簿が山林であり、現況も山林であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和 4 年 10 月 14 日、第 3 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程 5、議案第 158 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1) と、(2) から (7) の 2 回に分けて審議を致します。ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇委員退席後～)

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中世一委員。

田中委員 上程になりました議案第 158 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明いたします。議案の 13 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 5,257 ㎡、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 49,396 ㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,852,000 円。6、資金調達の方法。スーパー L 資金 3,800,000 円、自己資金、52,000 円。7、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 871,304.86 ㎡、家畜、牛 184 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、14 ページのとおりです。の案件につきましては、藤原氏より、現在、賃貸借している農地について

譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主に所有権移転するものがあります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第158号(1)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～高橋委員着席後～)
高橋委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
(2)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第158号(2)について説明いたします。
議案の15ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。
譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社理事長、小田原 輝和。
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,114㎡、利用目的、牧草畑、他4筆。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売渡するもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。22,924,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金22,900,000円、自己資金24,000円。7、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計544,035㎡、家畜、牛46頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、17ページのとおりです。
この案件につきましては、平成29年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借契約期間が満了となるため、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) から (6) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第158号(3)から(6)について説明いたします。

18ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積83,760㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計98,115㎡。3、許可を受けようとする事由。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年11月1日から令和9年10月31日まで。6、価格。年361,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計858,480㎡、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、25、26ページのとおりです。

なお、(4)から(6)につきましては貸主が同一であり、見取図も25、26ページのとおりになりますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,572㎡、利用目的、牧草畑、他7筆、計202,953㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年11月1日から令和9年10月31日まで。6、価格。年742,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計1,257,344㎡、家畜、牛221頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

21ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積16,545㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計52,812㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年11月1日から令和9年10月31日まで。6、価格。年177,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計443,954㎡、家畜、牛66頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。23ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役
〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,195 m²、
利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 75,040 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、
所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を
設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年
11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで。6、価格。年 264,000 円。7、資金調達方
法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計
1,053,629.01 m²、家畜、牛 287 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上の 4 件につきましては、〇〇〇〇氏から所有農地を賃貸借したい旨の申出が
あり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農
業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしま
した。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(7) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 158 号 (7) について説明いたします。
27 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、
〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,587 m²内 38,587
m²、利用目的、牧草畑、他 9 筆、計 137,049 m²。3、許可を受けようとする事由。
貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大す
るもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。
5、期間。令和 4 年 10 月 28 日から令和 7 年 10 月 31 日まで。6、価格。年 388,000
円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、
2 人、経営地、計 0 m²、家畜、牛 293 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。1
0、見取図は、29-ジのとおりです。

この案件につきましては、現在、〇〇〇〇氏が賃貸借している所有農地について、
一部合意解約の申し出があったことから、再度、近隣農家と協議の末、借主を決定
したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第158号(2)から(7)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第159号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました、議案第159号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。31ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和4年7月20日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和4年10月6日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、32ページのとおりでありまして、合計3筆、271,651㎡となっております。

この案件につきましては、農地所有者より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程 7、議案第 160 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、会議規則第 16 条の規定により、○番○○○委員、○番○○委員の退席をお願い致します。
(～○○○委員・○○委員退席後～)
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 160 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。34 ページをお開きください。
令和 3 年度分といたしまして、(株)○○○○○○、令和 4 年度分といたしまして農事組合法人○○○○○○、(有)○○○○、(株)○○○○○○、合同会社○○○○、(株)○○○○○○、以上 6 件からの提出がありました。令和 4 年 9 月 8 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
(～○○○委員・○○委員着席後～)
○○○委員、○○委員に申し上げます。本案は原案のとおり、承認されました。日程 8、報告第 63 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第 63 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1) について説明いたします。38 ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○○番地○、○○○ ○○。
2、許可年月日、許可番号。令和 3 年 10 月 25 日付、中農委 4 第令 3-5 号。3、許可地の所在。中標津町字○○○○線○○○番○、○○○番○。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和 3 年 10 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日

まで。6、事業完了年月日。令和4年9月30日。7、この完了検査につきましては、令和4年10月25日、第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第63号(2)について説明いたします。39ページをお開きください。
(2) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和3年7月21日付、中農委4第令3-1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和3年7月21日から令和5年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年9月6日。7、この完了検査につきましては、令和4年10月14日、第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第28回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時08分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月8日

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____